

御杖村空き家情報バンク登録申込書

年 月 日

御杖村長 殿

登録申込者	物件登録番号
住 所	
氏 名	印
生 年 月 日	
電 話 番 号	
F A X	
e - m a i l	

このことについて、御杖村空き家情報バンク設置要綱の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、次の通り空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、御杖村の指定宅建業者へ仲介を依頼します。
- 2 登録内容は、別紙空き家情報バンク登録カード（様式第 2 号）に記載の通りです。
- 3 申込書の記載事項に偽りはなく、御杖村空き家情報バンク設置要綱を遵守するとともに、苦情又は紛争が発生した場合は、指定宅建業者及び移住希望者とともに、関係法令の規定に則り、信義を旨とし、誠実にその処理に当たります。
- 4 登録内容については、次の事項を承諾します。
  - (1) 御杖村と協定締結をした指定宅建業者へ情報を提供することを承諾します。
  - (2) 村のホームページその他公共の媒体で情報を公開することを承諾します。
  - (3) 指定宅建業者が有する広告媒体で情報を公開することを承諾します。
- 5 移住希望者との面会時に連絡を（1 希望します 2 希望しません）。

（注意事項）

- (1) 「指定宅建業者」とは、御杖村空き家情報バンク設置要綱第 3 条第 2 項に規定する宅地建物取引業者をいいます。
- (2) 村は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。が、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買・貸借に関する交渉、契約等に関する仲介業務は行いません。
- (3) 「その他公共の媒体」とは、移住・定住施策を推進する団体等の公共的機関が運営・発行する空き家情報サイト及び冊子、御杖村が発行する広報誌や回覧板及び移住・定住を促進するために作成した冊子をいいます。
- (4) 御杖村空き家情報バンク設置要綱第 11 条に規定の趣旨に基づき、「空き家情報バンク登録カード」等に記載された個人情報、本事業の目的以外に利用しません。